

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

令和2年度東京都予算等に対する要望書を 小池都知事に手交、回答を得る

■ 11月11日に4団体の要望書を小池都知事に手渡し、1月24日に回答書を受領する

東京都印刷工業組合、公益社団法人東京グラフィックサービス工業会、東京グラフィックコミュニケーションズ工業組合、東京都製本工業組合の4団体は、令和2年度東京都予算等に対する要望内容を纏め、11月11日（月）に4団体の代表として、東印工組から臼田理事長・橋本副理事長、東グラから菅野会長、GC東京から田村理事長、製本組合から田中理事長が都庁を訪問して、小池都知事に直接要望書を手渡しとともに口頭で要望内容を伝えた。要望内容としては、組合が実施する事業承継支援事業への直接助成およびM & Aにかかる膨大なコストに対する費用助成と更なる税制の優遇、働き方改革への取組みに関しては、テレワーク導入支援と東印工組が実施する「幸せな働き方改革」の実践を踏まえ、「業務革新」、「給与規程の整備」、「人事考課・給与規程の整備」の実現に向け、社会保険労務士等専門家利用の際の直接的な費用助成、更に官公需取引における知的財産権の財産的価値の取扱いについては、経済産業省が推奨するコンテンツ版バイ・ドール契約の採用を要望した。なお、要望項目は以下のとおりである。

1. 業界団体(組合)の事業に対する直接的な助成について

- (1) 業界の現状、課題に即した業界団体（組合）の事業活動への助成
- (2) 人材力の向上に向けた各種支援事業の継続助成
- (3) 事業承継推進への支援
- (4) 災害対策への取組みに対する支援
- (5) 働き方改革の取組みに対する支援

2. 東京都発注印刷物の入札方法の改善

- (1) 発注等級ランクの拡大
- (2) 適正な予定価格の設定
- (3) 適切な地域要件の設定
- (4) 分割発注の推進
- (5) 契約後の仕様変更・修正作業にかかる費用の負担
- (6) 官公需における知的財産権の財産的価値の取扱いの周知・啓発

この要望に対して、東京都から1月24日（金）に以下の回答が寄せられた。



4団体を代表して臼田理事長より
小池都知事に要望書を手交

令和2年度東京都予算等に対する要望書を小池都知事に手交、回答を得る 令和2年度東京都予算等に対する要望—都議会自民党からの経過報告

要望1（業界団体（組合）の事業に対する直接的な助成について）に対する東京都からの回答

東京の地場産業を支える印刷事業者の維持・発展のためには、事業承継など、それぞれの業界特有の課題に即した支援が重要であり、しっかりと対応していく。

（対応）事業承継・再生支援事業 令和2年度4.5億円（元年度4.5億円）

東京都BCP策定支援事業 令和2年度0.6億円（元年度0.6億円）

団体向けリスクマネジメント普及啓発事業 令和2年度1.2億円（元年度1.2億円）

中小企業における危機管理対策促進事業 令和2年度4.3億円（元年度4.3億円）

中小企業新戦略支援事業（団体向け） 令和2年度5.4億円（新規）

■令和2年度東京都予算等に対する要望—都議会自民党からの経過報告

東政連では、昨年8月から9月にかけて、都民ファーストの会、都議会公明党、都議会自民党、都議会立憲民主党・民主クラブに対して、令和2年度東京都予算等に対する要望を提出したが、このたび都議会自民党から検討経過報告として、以下の2項目について令和2年1月16日付文書で回答があった。

要望項目「東京都中小企業振興公社が実施しているBCP策定支援セミナーについて、平成28年度は印刷同関連業界向けに個別に開催されたが、平成29年度以降は個別の開催は行われなかった。令和2年度は東京都最大の地場産業である印刷同関連業界向けに個別の開催をお願いしたい」への回答。

（公財）東京都中小企業振興公社は、都内中小企業の防災力向上を図るため、東京都BCP策定支援事業を実施しています。都内中小企業がBCPの必要性について認識を深めるための普及啓発セミナーをはじめ、BCP策定支援講座の開催や専門家のコンサルティングによるBCP策定支援などを行っています。BCP策定支援講座については、中小企業団体等からの要請を受けて出張開催を実施するなど、個別具体的に対応しています。今後とも、中小企業に対する支援を着実に実施してまいります（産業労働局）。

要望項目「BCP実践促進助成金に関して、機器の設置・購入費用だけでなく、機器のレンタル費用も対象とされたい。特に業界団体が中小企業向けに行っているクラウドのバックアップサービスは、1カ月単位の利用料金となっている。中小印刷業者が単体でサーバーを仕立て、運用管理を行うには、たとえ設置・購入費の1/2が助成されても、月々発生する運用管理コストが大きな負担となることからレンタル形式にしている。助成制度は現在1度限りの利用となっているが、中小企業においては1度限りではたとえ1/2助成を受けても負担が大きい。BCP実践計画は複数年にわたることから、複数年にわたり申請できる制度へ変更されたい」への回答。

都は、「中小企業における危機管理対策促進事業」において、中小企業が自然災害等不測の事態が生じた場合に備え、講じる事業継続のための取組みを支援しています。自家発電装置をはじめ安否確認システム、データバックアップシステムなど、中小企業が策定したBCPを実践するために必要な設備の導入に係る経費の一部を助成しています。令和元年度は、小規模企業の助成率を2/3に引き上げるなど、支援を拡充しています。今後とも中小企業の危機管理対策を促進するための支援を行ってまいります（産業労働局）。

東京都印刷産業政治連盟事務局

〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8

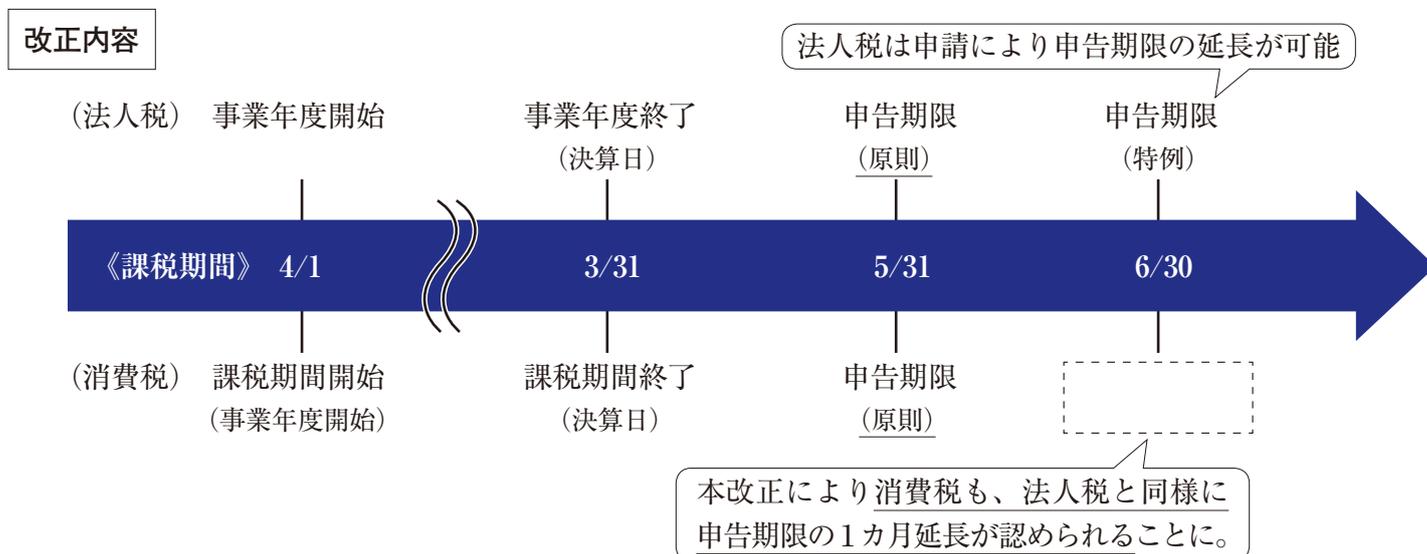
TEL/FAX 03-3551-1642

東政連ホームページ <http://www.tppu.jp/>
機関誌購読料（会費）年額1口/3,600円より

東政連では、中小企業の経営基盤強化・活性化に向けた支援として、各種税制について自民党東京都支部連合会を通じて要望してきた。以下に令和2年度中小企業・小規模事業者関係の税制改正について抜粋して紹介する。(令和元年12月中小企業庁)

■消費税の申告期限の延長の特例の創設 (消費税・地方消費税)

1. 昨年4月以降、働き方改革関連法が順次施行されることに伴い、大企業においては平成31年から、中小企業においては令和2年4月以降、時間外労働の上限規制の導入等の措置がなされる所。
2. 企業においては、非効率な業務プロセスの見直し等を行い、一層従業員の生産性を向上させる等の取組みが求められる所。企業の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおり消費税の申告期限を1カ月延長の特例を創設。



法人税の申告期限を延長している法人について、法人税申告と消費税申告が密接に関係する中、消費税には申告期限を延長する特例がないため、以下のような事務負担が生じているとの声があった。

- 消費税申告を5月末に行うため、同時期までに法人税の申告調整を行う必要。
- 消費税の申告後、法人税の申告調整が発生した場合、消費税額が変動し、修正申告や更正の請求を行う必要。

■中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例措置の延長 (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

1. 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に即時償却(全額損金算入)することが可能となる税制措置。
2. 中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続などの事務負担を軽減、②少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力、事業効率の向上を図るため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

Customer Delight

印刷業向け統合経営支援ソフト
FileMakerテンプレート

印刷管太郎 XI

パッケージ版 / ASP版

SEISHIN 誠伸商事株式会社 www.seishin.co.jp

■本社〒145-0062東京都大田区北千束2-9-10 TEL.03-5751-3011

改正概要

- 適用期限を2年間延長 (令和3年度末まで)。
- 適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人を除外する。



(注) 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

■中小法人の交際費課税の特例措置の延長 (法人税・法人住民税・事業税)

1. 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、中小法人については定額控除限度額 (800万円) までの交際費等を全額損金算入することが可能。
2. 販売促進手段に限られる中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費であること等を踏まえ、本税制措置の適用期限を2年間延長する。

改正概要

- 適用期限を2年間延長 (令和3年度末まで)



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】 中小法人については、上記特例措置 (※1) と交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置 (大法人も適用可能※2) との選択適用が可能。

※1 平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ (600 → 800万円)、損金算入割合の拡充 (90 → 100%) が行われた。

※2 平成26年度創設。令和2年度税制改正で、資本金の額等が100億円超の大法人については適用外となった。

■中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長 (登録免許税・不動産取得税)

1. 後継者不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を促すことにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。
2. 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで次世代への経営引継ぎを加速させる措置について、適用期限を2年間延長する。

改正概要

○適用期限を2年間延長 (令和3年度末まで)

<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権移転の 登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%	1.6%

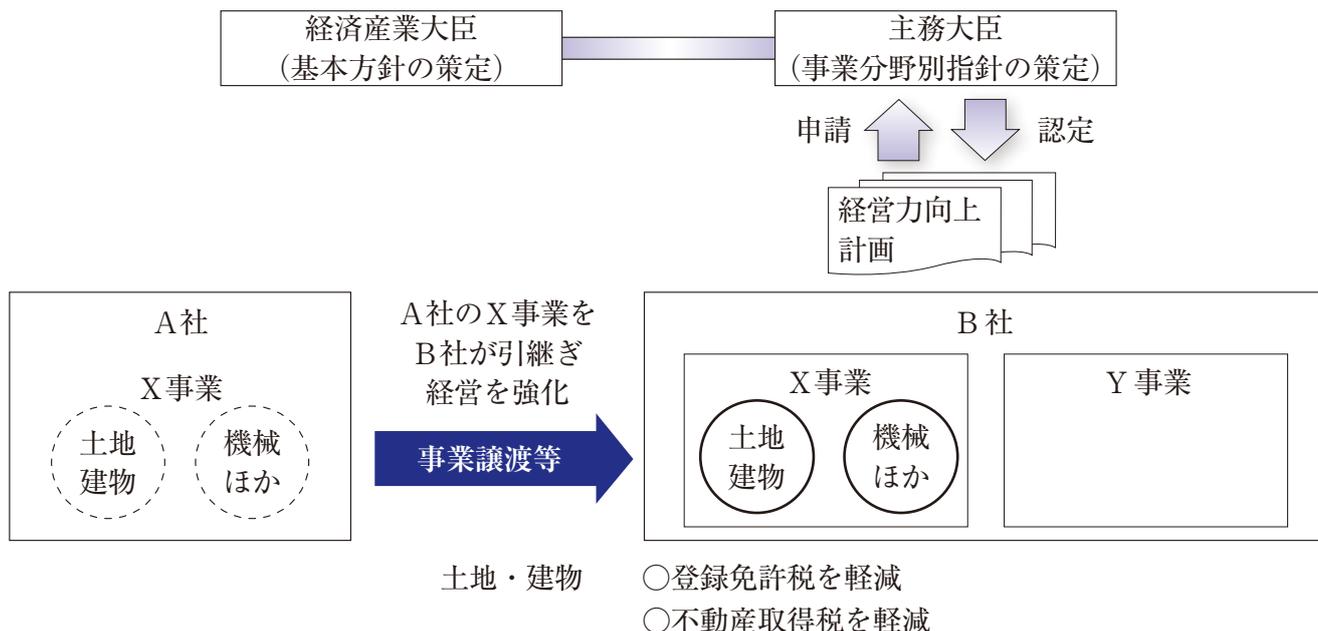
<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※ ²)
土地住宅	3.0%※ ¹	1/6 減額相当 (税率にすると2.5%)
住宅以外の家屋	4.0%	1/6 減額相当 (税率にすると3.3%)

※1 令和3年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている (住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)。

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税。

【中小企業等経営強化法】



令和2年度税制改正(中小企業・小規模事業者関係) <中小企業庁発表> (4) 東京都財務局が印刷請負に係る最低制限価格制度試行を16回実施(1)

■特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等(エンジェル税制)(所得税・個人住民税)

1. 創業間もないベンチャー企業にとって資金調達は依然大きな課題。
2. そのため12年ぶりにエンジェル税制を見直し、時代の変化に対応した制度とすることで個人投資家からの投資を促し、ベンチャー企業に必要なリスクマネーを供給する。
3. 具体的には、対象ベンチャー企業の拡大や多様な層の投資家が本税制を利用しやすいよう手続きの簡素化を図る。

改正事項① 対象企業要件を、設立後3年未満から5年未満へ改正

製品やサービス開発等の高度化を背景に、高度な技術を要し開発期間が長期化するベンチャー企業が増加
⇒長期にわたる研究開発により黒字化に時間を要している企業への資金供給を促進

改正事項② 経済産業大臣認定制度の拡充

エンジェル投資家の裾野拡大を背景に、ベンチャー企業の目利きができる事業者の認定制度を拡充
認定事業者を経由した投資については企業の要件確認を簡素化
⇒認定ファンドおよび新たに認定対象とする株式投資型クラウドファンディングを通じた投資の促進

改正事項③ 申請手続きの重複を改善

ベンチャー企業が都道府県に行く申請書類の重複を改善し、申請手続きの効率化を行う。

■東京都財務局が印刷請負に係る最低制限価格制度試行を16回実施

東京都財務局は、東政連からの要望を受けて最低制限価格制度の本格導入に向けて、平成28年度から最低制限価格制度を適用した試行案件を実施している。令和元年度は20回の試行を行う予定になっているが令和2年1月現在16回の試行が実施されている。昨年12月以降の試行案件の概要は以下のとおりである。

試行案件の概要

<件名 パンフレットほか13点の印刷>

- (1) 希望申請期間 令和元年12月4日～令和元年12月9日
- (2) 発注部署 東京消防庁総務部経理契約課
- (3) 部数等 パンフレット55,000部、ポスター(B2・消防官募集用)500部ほか12点
- (4) 受付等級 B等級(発注等級はB等級)
- (5) 契約方法 ①希望制指名競争入札(電子入札)とする、②予定価格は事後公表とする、③入札時に積算内訳書を添付して入札する。積算内訳書の添付のない入札書は無効とする(ただし、開札後、都が指定する日時・方法により積算内訳書の提出があった場合は無効としない)。
- (6) 最低制限価格の算定式 予定価格の10分の7。

<件名 広報紙「広報とうきょう消防」第36号の印刷>

- (1) 希望申請期間
令和元年12月6日～令和元年12月11日
- (2) 発注部署 東京消防庁総務部経理契約課
- (3) 部数等 広報紙2,960,000部
- (4) 受付等級 B等級(発注等級はB等級)
- (5) と(6)は上記と同様

6月2日に「通常総会」

東京都印刷産業政治連盟の令和2年度通常総会が6月2日(火)16:00から、新宿のハイアットリージェンシー東京で開催される。当日上程される議案は、令和元年度事業報告・決算報告、役員選任、令和2年度事業計画・収支予算案など。

東京都財務局が印刷請負に係る最低制限価格制度試行を16回実施(2)

〈件名 令和2年3月 東京都契約関係規程集の印刷〉

- (1) 希望申請期間 令和2年1月6日～令和2年1月9日 (2) 発注部署 財務局経理部総務課
(3) 部数等 A 5判 700 頁程度 1,500 部 (4) 受付等級 B、C 等級 (発注等級 C 等級)
(5) と (6) は前記と同様

〈件名 積算基準(建築工事編)ほか4点の印刷〉

- (1) 希望申請期間 令和2年1月6日～令和2年1月9日 (2) 発注部署 財務局経理部総務課
(3) 部数等 A 4判 128 頁程度 870 部ほか (4) 受付等級 B、C 等級 (発注等級 C 等級)
(5) と (6) は前記と同様

〈件名 とうきょう特産食材使用店ガイド及び同ポスターの作成印刷〉

- (1) 希望申請期間 令和2年1月6日～令和2年1月10日 (2) 発注部署 産業労働局総務部総務課
(3) 部数等 冊子 A 5判 242 頁 30,000 部、ポスター A 2判 480 枚 (4) 受付等級 A、B 等級 (発注等級 B 等級)
(5) と (6) は前記と同様

〈件名 東京都立職業能力開発センター入校案内 2020 年版(追加募集用)の印刷〉

- (1) 希望申請期間 令和2年1月16日～令和2年1月21日 (2) 発注部署 産業労働局総務部総務課
(3) 部数等 冊子 A 4判 52 頁 42,600 部 (4) 受付等級 A、B、C 等級 (発注等級は B 等級)
(5) と (6) は前記と同様

〈件名 受験生チャレンジ支援貸付事業ポスターほか2点の印刷〉

- (1) 希望申請期間 令和2年1月21日～令和2年1月27日 (2) 発注部署 福祉保健局総務部契約管財課
(3) 部数等 ポスター A 2判 3,552 部、リーフレット A 4判 226,449 部、冊子 A 4判 総数 265 頁 401 部
(4) 受付等級 C 等級 (発注等級は C 等級) (5) と (6) は前記と同様

〈件名 令和2年度都議会本会議開会告知ポスターの印刷〉

- (1) 希望申請期間
令和2年1月27日～令和2年1月31日
(2) 発注部署 議会局管理部経理課
(3) 部数等 ポスター B 3判 20,380 枚×4回
(4) 受付等級 B 又は C 等級 (発注等級は C 等級)
(5) と (6) は前記と同様

〈件名 令和2年度東京都公報特定調達公告版の印刷(単価契約)〉

- (1) 希望申請期間
令和2年1月28日～令和2年1月31日
(2) 発注部署 財務局経理部総務課
(3) 部数等 仕様書を確認
(4) 受付等級 A、B 又は C 等級
(5) と (6) は前記と同様



FUJIFILM
Value from Innovation

FFGSは、
戦略的『省資源』で、
トータルコストダウンを
支援いたします。

「減らす」がつくる、クオリティ
FUJIFILM
SUPERIA

富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社 ホームページ <http://ffgs.fujifilm.co.jp>
本社 〒106-0031 東京都港区西麻布二丁目26番地30号 富士フイルム西麻布ビル 03(6419)0300

—東京都印刷産業議員連盟議員—

<東京都議会自由民主党>



三宅茂樹 氏

選挙区：世田谷
〒154-0001
世田谷区池尻 2-20-12-103

電話 03-5481-1500/FAX 03-5481-2300



高島直樹 氏

選挙区：足立
〒120-0034
足立区千住 4-9-7

電話 03-3881-0007/FAX 03-3881-0606



宇田川聡史 氏

選挙区：江戸川
〒134-0084
江戸川区東葛西 1-37-24

電話 03-3687-7007/FAX 03-3869-7101



中屋文孝 氏

選挙区：文京
〒112-0002
文京区小石川 1-3-23-506

電話 03-3818-0077/FAX 03-5689-8117



秋田一郎 氏

選挙区：新宿
〒160-0023
新宿区西新宿 4-11-13-103

電話 03-3374-2535/FAX 03-3376-1188



山崎一輝 氏

選挙区：江東
〒136-0076
江東区南砂 2-28-15

電話 03-3648-3111/FAX 03-3648-1242



小宮安里 氏

選挙区：杉並
〒166-0004
杉並区阿佐谷南
1-17-23-202

電話 03-5378-0611/FAX 03-5378-0615



菅野弘一 氏

選挙区：港
〒108-0071
港区白金台 3-17-4

電話 03-3445-8211/FAX 03-3445-5155



柴崎幹男 氏

選挙区：練馬
〒177-0051
練馬区関町北 1-26-10

電話 03-5991-1275/FAX 03-5991-1648



川松真一郎 氏

選挙区：墨田
〒130-0011
墨田区石原 3-20-9

電話 03-6240-4370/FAX 03-6240-4380

<都議会公明党>



長橋桂一 氏

選挙区：豊島
〒170-0012
豊島区上池袋 3-25-11

電話 03-3983-8260/FAX 03-3983-8200



東村邦浩 氏

選挙区：八王子
〒192-0051
八王子市元本郷町
4-20-25-302

電話 042-620-4405/FAX 042-620-4402



谷村孝彦 氏

選挙区：北多摩第一
〒207-0015
東大和市中央 4-922-18

電話 042-565-2312/FAX 03-6368-4970



加藤雅之 氏

選挙区：墨田
〒130-0013
墨田区錦糸 1-5-8-401

電話 03-5809-7860/FAX 03-5247-1833



慶野信一 氏

選挙区：荒川
〒116-0001
荒川区町屋 4-17-3

電話 03-6807-6055/FAX 03-6807-6088

<都民ファーストの会>



石毛茂 氏

選挙区：西東京
〒188-0014
西東京市芝久保町 3-6-23

電話 042-460-0855/FAX 042-460-0856



中山寛進 氏

選挙区：台東
〒111-0032
台東区浅草 1-1-7-2

電話 03-3841-4881/FAX 03-3841-4423



滝口学 氏

選挙区：荒川
〒116-0014
荒川区東日暮里 4-20-7

電話 03-6382-8866/FAX 03-6382-8867



保坂真宏 氏

選挙区：台東
〒110-0008
台東区池之端 2-5-34

電話 03-3821-3876/FAX 03-3827-2952



荒木千陽 氏

選挙区：中野
〒164-0001
中野区中野 2-12-5-103

電話 03-6382-5557/FAX 03-6382-5537



本橋弘隆 氏

選挙区：豊島
〒171-0042
豊島区高松 3-12-16

電話 03-6478-9556/FAX 03-6755-9750